

神戸市立須磨海づり公園指定管理者応募要領 質疑への回答（令和6年10月25日時点）

項目	質疑内容	回答
選定評価委員会	プレゼンテーションの発表時間・質疑時間は申請者あたり何分か。また、各申請者の出席可能人数は何人か。複数人が交代して発表すること、追加資料を配布することは可能か。	プレゼンテーション10分、質疑15分です。出席可能人数や発表者に関する制限はありません。追加資料の配布はできません。
提出様式	<p>県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書は、それぞれの様式が必要か。</p> <p>国税：その1・その2・その3・その3の2・その3の3・その4 県税：(1)・(2)・(3) 市税：各市税毎の証明（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・法人市民税）・滞納なし証明</p>	<p>滞納等の有無がわかる書類を提出してください。 （参考） 国税：納税証明書（その1 納税額等証明用） 兵庫県税：納税証明書（1） 市税：神戸市内企業は、応募要領の様式8 神戸市外企業は、滞納なし証明が各市税ごとの証明</p>
	様式9に記載する不動産の管理運営の実績とは、公の施設の指定管理者としての実績のみを記載するのか。あるいは、類似施設の運営実績のみを記載するのか。神戸市公園の占用・設置許可に関する実績を記載してよいか、その場合、管理運営費・管理運営の内容等の欄に何か記載すべき事項はあるか。	不動産の管理運営の実績は、管理を安定して行う物的能力・人的能力を有しているかの評価に使用します。よって、市の財産かどうかに関わらず、同等規模以上の釣り施設やその他不動産の管理運営実績をご記入ください。神戸市公園の占用・設置許可を受けた実績を記載する必要はありません。
	様式9の管理運営費・管理運営の内容等の欄には、共同事業体全体の実績を記載するのか、応募事業者の分担のみを記載するのか。	不動産の管理運営の実績は、管理を安定して行う物的能力・人的能力を有しているかの評価に使用しますので、共同事業体全体の実績を記載のうえ、備考欄にその運営実績のある構成団体名をご記入ください。
	様式13について「①施設運営の年次計画」には指定管理期間中の年度間で異なる事業内容や、年度をまたがって計画的に実施する内容を記載することとなっているが、どのような内容をイメージしているのか。指定管理者が実施する自主事業などは、様式17の「①魅力向上及び利用率向上に関する提案」に記載するものと考えている。	様式13の①には、令和6年11月から令和11年度までの間の、年度ごとの事業計画を簡潔に記載してください。複数年度にまたがる事業の場合は、各年度の事業計画に記載してください。 様式17には、自主事業に関わらず、釣り公園の管理運営に関する独自の計画について、①～④の設問の沿って、提案内容を記載してください。
業務基準	須磨浦地下道の管理者は誰か。道路管理者と指定管理者で管理協定を締結するのか。また、従前の照明保守実績を教えてください。	管理者は建設局です。道路管理者と指定管理者が協定を締結する必要はありません。従前の保守管理では、蛍光灯の交換を年1回程度随時行っています。指定管理者には、清掃や照明交換等の日常管理をお願いし、照明基盤や壁面改修は市で実施します。
	法人等の経理とは別に、海づり公園単独の経理処理を行うこととあるが、独立して作成すべき経理帳簿は収支関係帳簿でよいか。また、法人の経理において伝票・領収書等の原本の保存が必要であるため、原本の写しをもって指定管理者の帳簿としてよいか。	ご理解のとおりです。
	業務の基準に、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないことと定められているが、海づり公園での釣りメーカー主催の釣り大会、釣り教室などのイベントは開催可能なのか。	釣りメーカー主催のイベントは実施可能です。ただし、理由なく他の団体のイベントの開催を妨げるなど、不公平な運営はできません。

項目	質疑内容	回答
条例・規則	休園日・開園時間の変更は可能か。	市と協議のうえ、変更可能です。（規則第4条及び第5条）
	業務の基準別紙資料10に記載の割引サービス等は、記載の通りに実施する必要はあるか。指定管理者にて独自に設定してもよいか。	記載の割引サービス等は、これまで実施していた事例を参考として掲載したものです。それぞれの内容について、継続可否を含めご検討お願いします。割引サービス等は市と協議が必要ですが、新たに指定管理者独自に設定することができます。（条例第5条5項）
	禁止事項（釣り方等）は、指定管理者にて独自に設定してもよいか。	行為の禁止については規則第3条に定めています。このほかにも、指定管理者が公園の管理上支障があると認める行為は禁止できます。（規則第3条(11)）
施設関係 (海上)	釣り台（人が歩く台）から海面までは何メートルあるか？ ※救助用縄ばしご や 長いタモ網を購入する際に知っておきたい数値です。	西釣台および南釣台は、最低水位（神戸港基準水準面(K.P.))から4mの高さです。北釣台についてはK.P.から3mの高さです。
	北釣台の管理施設部分のスペースに売店・休憩所・トイレ等の建築物・構築物（仮設を含む）を設置することは可能か。不可である場合、他にどのような使用を想定しているか。	建築物の設置は原則できません。設置を計画されるものが建築物に該当するかどうか等の詳細は、市にご相談ください。
施設関係 (事務所棟)	事務所棟の壁面ペイントはJR・道路・公園から見えるサインであり市民へのアピールにつながるが、その意匠について指定管理者の意向を反映することはできるか。	指定管理者の意向も参考にしながら、市と陸上施設再整備業務受託事業者が協議して決定します。
	事務所棟2階の一部を、管理運営事業、自主事業、事務室・更衣室等として活用することは可能か。また、それに係る内装整備は陸上施設再整備工事において施工可能か。	活用することは可能ですが、事務所棟2階の内装整備は予定しておりません。市と協議のうえ、指定管理者で整備することは可能です。
	事務所棟2階の海側の窓を開くことで室内から海の眺望を楽しめると思われるがそれは可能か。また、可能であればそれに係る内装整備は陸上施設再整備工事において施工可能か。	窓については2階も含めて開閉可能なように改修しますが、事務所棟2階の内装整備は予定しておりません。市と協議のうえ、指定管理者で整備することは可能です。
	事務所棟の倉庫にある冷蔵庫・冷凍庫は使用できるのか。使用できない場合は撤去されるのか。	（冷蔵庫・冷凍庫の稼働の可能性について調査した結果）冷蔵庫・冷凍庫は使用できるため、撤去しません。
施設関係 (売店棟)	売店棟の平面図にキッズスペースが記載されているが、同等の機能を事務所棟など施設内の他の場所に転ずることは可能か。	指定管理者の意向も参考にしながら、市と陸上施設再整備業務受託事業者が協議して決定します。
施設関係 (トイレ)	再開後、女性用トイレ台数が不足する場合には、市にて増設する予定はあるか。	予定していません。
施設関係 (インフラ)	売店棟と事務所棟（1階）のガス・水道のメーターは、それぞれに設置されているか。	水道のメーターは売店棟・事務所棟それぞれに設置されています。ガス設備はありません。必要な場合には、プロパンガス設備等を指定管理者でご準備ください。
	繁忙期や夏場には、釣台上では、毎日多量の水を使用しての長時間の清掃が必要だが、釣台への水道設置を検討してもらえないか。	予定していません。

項目	質疑内容	回答
施設関係 (JR敷地)	海浜広場のJR敷地部分について、別途JRとの協議のうえ仮設物・構築物を設置して自主事業を行い、海岸側に必要な通路を確保することは問題ないか。	業務の基準別紙資料集「資料2」に記載の通り、JR敷地を通路以外として活用する場合には、別途JRとの協議が必要です。提案書にJR敷地部分の活用を含めることは可能ですが、JRとの協議が整わなかった場合の提案も併せて記載してください。
備品関係	雷警報機等とはどのような機械設備・役割か。既に設置されているものか。	雷警報機は雷、風向速計は暴風の襲来を予想するための機械です。被災前には海上管理塔に設置されており、再整備工事にて事務所棟周辺に新設する予定です。
	来園客にお知らせをするための放送設備はあるか。	放送設備はございません。市と協議のうえ、指定管理者で整備することは可能です。
	備品一覧表に 監視カメラ・2個（備考 シェルター）とあるが、どこに、何の目的で、どのように設置されているのか。また、現在も使用可能か。使用する場合、使用料はどこが負担するのか。	監視カメラは釣台入口と須磨海づり公園北側入口の監視のため設置しており、現在も使用可能です。再整備後は、指定管理者と協議のうえ、移設する予定です。使用料は不要です。
	備品一覧表には、浮環49個と記載されているが、この内、使用可能（お客様の救助に支障がないもの）は何個あるのか。	使用可能と判断したものを備品として記載しています。
周辺整備	須磨浦公園駐車場・須磨浦公園駅から須磨海づり公園までの動線上の案内看板が撤去されているが、再設置する予定はあるか。また形状・意匠について申請者の意向を反映することはできるか。	看板設置を検討しています。指定管理者の意向も参考にしながら、景観形成等に係る各種法令及び条例に則った形状・意匠にて市で設置します。
	須磨海づり公園の再開に伴う須磨海岸西エリアへのさらなる誘客に対応するため、須磨浦公園駐車場の拡大など、大型バス等の収容台数の増加の予定はあるか。	須磨浦公園駐車場の拡大は予定していません。そのため、公共交通機関による誘客の提案を求めています。
その他	海の資源維持等のため、年1回～2回の稚魚放流を実施する考えであるが、稚魚料金は神戸市（須磨区）が負担すると考えてよいのか。	稚魚料金は負担できません。
	市のゴミ回収車に任せてよいのか、海づり施設独自にゴミ回収業者を手配する必要があるのか等を教えてほしい。海づり施設独自にゴミ回収業者を手配する必要がある場合、神戸市（須磨区）として適切な業者を紹介してもらえないか。	事業系一般廃棄物の処理については、指定管理者に処理責任があるため、自ら市の処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります。詳しくは、下記の神戸市HP「事業系一般廃棄物」をご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/business/kankyotaisaku/enterprise/index.html